

FOR TOMORROW

しぶや法人



〈夜明け〉

笠原渋谷税務署長、柳田渋谷法人会会長：新春対談！ — 所得税確定申告始まる —

2018.1・2・3
No. **551**
平成30年

税務署長・法人会長の新春対談	2
新年のご挨拶	5
行動する法人会(平成30年税制改正に関する提言)	6
税務コーナー	8
都税コーナー	14

笠原署長と柳田会長の 新春対談

出席者 笠原渋谷税務署署長
柳田渋谷法人会会長

(司会) 野口広報委員長 於 渋谷税務署署長室



左から 野口委員長、笠原署長、柳田会長

司会：新年明けましておめでとうございます。渋谷法人会広報委員長の野口と申します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。笠原署長、続いて柳田会長からまず、新年を迎えてのご挨拶を一言いただければと存じます。

署長：昨年中は、柳田会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして誠に有難うございました。

法人会会員の皆様のご支援のおかげで、昨年7月の着任以来、私ども渋谷税務署の事務運営も順調に推移しています。今年も引き続き、着実な事務運営と真心のこもった納税者サービスを心掛けていきますので、是非宜しく願います。

また、柳田会長には、秋の叙勲で、納税功勞により『旭日小綬章』を受章されましたこと、心からお祝い申し上げます。

会長：こちらこそ宜しく願います。また、受章に恥じないように今後も精一杯頑張ってまいります。

私からも一言ですね（笑）。昨年も話しましたが、渋谷法人会も公益社団法人となり5年目を迎えています。もっとも公益社団化にかかわらず、法人会の活動目的は変わるわけではありません。もちろん、「税」というキーワードを通じて、税務行政に協力していくということも変わっておりません。

法人会は税を通じて社会貢献活動を行う、健全な経営者の団体です。今後も税に関する社会貢献活動を展開していきたいと考えておりますので、署からのご支援を是非お願いしたいと思っております。

今年も宜しく願います。

司会：笠原署長、柳田会長ありがとうございました。

それでは、笠原署長にお聴きします。笠原署長は東京都のご出身ということですが、渋谷の街の印象、渋谷税務署における勤務はいかがでしょう。ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

署長：東京都といっても私は、多摩地区で生きてきた人間で、渋谷の街に頻繁に来ることもなかったの、思い出深い街という訳ではありませんが、小学生の頃、

渋谷駅前のプラネタリウムに行ったことは覚えていますが（笑）。

とは言っても、渋谷や原宿というのは言わずと知れた日本経済のフロントランナーで、大変活気のある地域で、見どころ満載の街ですから、渋谷税務署に赴任したのも何かの縁ですので、今後も自分の眼で、渋谷の街を観察したいと思っております。

渋谷税務署における勤務についてですが、昨年、渋谷税務署長を拝命した際には400人を超える、全国一の職員数を抱える税務署の司令塔として、使命感といえますか、やりがいを感じております。

これは通常はやっていないと思いますが、私は着任以来、職員全員と1対1で面接を行いました。大所帯であるからこそ、職員一人一人と意見交換することが重要であると考えたからです。職員全員に署長のことをよく知ってもらわないと、一つの方向性といえますか、まとまりのある行政運営が出来ないと思っております。

会長：400人もの職員と一人一人面談となると大変ですね。

署長：通常の仕事をやりくりしつつ、数か月かかりました（笑）。効果があったかどうかは別として、着任以来半年が過ぎましたが、職員一人一人の力を借りてなんとかやっています。

会長：渋谷法人会は、平成29年12月末現在、6,126社に加入していただいております。全国の法人会の中では、愛媛県の松山法人会に続き、全国2位の会員数を擁しています。私は平成19年5月に渋谷法人会の会長を任されてから10年を過ぎましたが、全会員との直接対話はできていません。

笠原署長のお話を拝聴し、企業においても、法人会組織においても、組織を支える一人一人の協力関係、信頼関係がその組織発展のための基礎なんだと改めて感じました。

司会：話は変わりますが、新年を迎えると、税務署にとっては最大の年中行事である確定申告の時期も近づいてきますが、笠原署長は、これまでの執務の中で、個人課税を長く担当してこられたと伺っておりますが、確定申告に関して何かございますか。

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

署長：おっしゃる通り、私の事務系統は個人課税です。所得税に関する様々な事務を長らく担当してきたものですから、まもなく始まります確定申告について、例年同様にしっかりやっていきたいと思っています。周知事項になりますが、確定申告会場は、昨年と同じ渋谷区東1丁目の『ベルサール渋谷ファースト』です。世田谷区の3署と目黒署を合わせて5署合同の会場となります。

このベルサール渋谷ファーストの会場は、確定申告の合同会場として日本最大規模の会場です。効率的な会場運営に心掛けておりますが、それでもなお、会場は混雑が予想され、地域にお住まいの法人会員の皆様始め、納税者の皆様にはご不便をおかけするかも知れません。

そこで、多くの法人会員の皆様には、すでにご利用いただいているところですが、国税庁ホームページにアクセスしていただき、必要な情報を入手されるとともに、ご自宅からでも可能なe-Taxによる申告書の提出にご協力をお願いしたいと思います。

ちなみに、平成28(2016)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は全国で2,169万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち還付申告者は1,258万人を超え、半数以上を占めています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、青色申告決算書などを作成することができます。また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することもできますし、印刷して税務署に郵送等で提出することもできますので、より多くの納税者に利用していただけるようお願いしたいですね。

司会：確定申告もすでにe-Tax（電子申告）が主流になってきているようですね。時代遅れにならないようにe-Taxを利用していきたいと思います。

最近では民間の商取引においても、ビットコインなど電子通貨による決済等が主流になってきそうですね。我々も時代の変化に機敏に対応していく必要がありますね。

次は、柳田会長に今後の法人会活動について伺いたしたいと思います。

会長：先程も申し上げましたが、法人会は「納税意識の向上」と「税知識の普及」という税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」です。

私は、上部団体の全国法人会総連合では、税制税務委員長として、税制の調査研究を行い、全国の法人会員の総意として、国や地方公共団体に対して健全な視点で、税制改正の要望を行っております。

また、東京法人会連合会では、組織拡大強化特別委員会の委員長でもあります。

このように法人会は、日本国の根幹を成す税制について健全な提言を行う組織ですが、そのためには法人会の組織自体がしっかりしたものでなければなりません。

法人会としては今後とも、税務機関との協力関係を維持・発展させるとともに、会員増強に努め、税に関するオピニオンリーダーとしての力を発揮していきたいと考えています。

是非とも、この新春対談を御一読いただく、会員の皆様には、地域社会貢献についてご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとして発展させていきたいと思っております。

渋谷法人会では、今後も各種の税務講習会の開催はじめ、祭り等各地域行事における「税金クイズ」、青年部会の渋谷区内小学校での租税教室、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」などの各種の事業活動の充実を図るとともに、活気あふれ、頼れる法人会にすることが重要だと考えています。また、法人会は貴重な異業種の法人の集まりですので、会員のご事業の発展のためにも会員相互の交流を深めるための行事も、法人会活性化のためには不可欠だと考えています。



司会：柳田会長、ありがとうございました。

それでは最後に笠原署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：柳田会長、野口広報委員長には、新春対談ということで、貴重なお話をお伺いすることができました。

公益社団法人渋谷法人会の会員の皆様にとって新しい年が良き一年となり、大きな成果が得られる年となりますよう祈念申し上げます。

本日はありがとうございました。

※なお、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、平成30年の新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。（編集担当）

法人会掲示板 1・2・3月

一般会員参加可能行事

2月・3月・(4月)実施する主な事業

- 2月5日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月6日 渋谷駅前清掃（青年部会）
- 2月6日 葬儀知識セミナー
- 2月7日 源泉所得税セミナー
- 2月8日 総務委員会
- 2月10日 新春観劇会（明治座：第1日）
- 2月11日 新春観劇会（明治座：第2日）
- 2月13日 源泉研究部会役員世話人会
- 2月15日 組織委員会
- 2月15日 第3・4・5・6ブロック合同研修会
- 2月16日 国税局所管法人セミナー
- 2月19日 印紙税セミナー
- 2月20日 税制委員会
- 2月22日 社会貢献委員会
- 2月23日 消費税セミナー
- 2月27日 事業研修委員会
- 3月2日 広報委員会
- 3月5日 法人税確定申告書の書き方講習会（第1日）
- 3月6日 財務委員会
- 3月6日 渋谷駅前清掃（青年部会）
- 3月7日 法人税確定申告書の書き方講習会（第2日）
- 3月8日 厚生委員会
- 3月9日 法人税確定申告書の書き方講習会（第3日）
- 3月10日 厚生委員会 日帰りバス研修会
- 3月20日 正副会長・監事会・理事会
- 4月3日 渋谷駅前清掃（青年部会）
- 4月26日 ビジネスマナーセミナー

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

日時 平成30年3月26日（月）
平成30年3月27日（火）
平成30年3月28日（水）
各午後1時30分～4時

場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

日時 平成30年4月13日（金）
午後1時30分～4時

場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆ 日 時 毎週月曜日から金曜日まで（祝日等除く）
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆ 場 所 羽野島法律事務所（新橋）
- ◆ 相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
- ◆ 申込先 東法連：TEL 3357-0771

消費税「軽減税率対策補助金」

※11月22日付で、消費税「軽減税率対策補助金」の受付完了期限が延長されております。

<完了期限>

変更前：平成30年1月31日



変更後：平成31年9月30日

塗料・建築仕上塗材の総合商社



株式会社

イビナ



本社 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6丁目18番10号
連絡：TEL 042-499-7755 FAX 042-483-4899

新年の ご挨拶



東京都渋谷都税事務所
所長 諏訪 公二

新年おめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えになられましたことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、柳田会長をはじめ役員、会員の皆様方に東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。とりわけ、渋谷電子申告・電子納税推進協議会における活動、地方税セミナーの開催、各種広報など、貴会の積極的な活動には重ねて感謝を申し上げます。

さて、昨年12月の内閣府月例経済報告では「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とされています。

東京都では現在、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国や区と連携しながら準備を進めています。また、「人口減少」「超高齢化」という時代の節目を迎え、働き方改革、超高齢社会への対応、待機児童解消に向けた取組、東京の未来を支える人づくりなど、「人」に焦点を当てた政策を推進してまいります。

渋谷都税事務所は、こうした都の施策に活用する都税収入の確保を第一に、納税者に対する親切できめの細かい対応に努めてまいります。また、電子申告・電子納税、口座振替の利用率向上に引き続き取り組み、適正・公平な税務行政を進めてまいります。本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人渋谷法人会の皆様にとって更なるご発展、ご繁栄の年となりますようお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同・敬称略)

会 長 柳 田 道 康	常任理事 飯 島 良 臣	理 事 石 井 沙与子	理 事 中 村 浩 士
副 会 長 八木原 保	常任理事 光 山 和 徳	理 事 朝 倉 健 吾	理 事 福 田 勝 則
副 会 長 岩 田 利 延	常任理事 細 川 信 和	理 事 北 節 子	理 事 天 野 長 光
副 会 長 新 居 常 男	常任理事 丸 山 幸 孝	理 事 西 村 元	理 事 有 明 利 昭
副 会 長 長 島 祐 司	理事・源泉部会長 松 本 泰 郎	理 事 米 田 直 樹	理 事 安 藤 一 郎
副 会 長 渡 辺 博	理事・青年部会長 藤 野 宏 忠	理 事 岡 崎 義 明	理 事 安 原 喜 一 郎
副 会 長 野 口 アキラ	理事・女性部会長 名 和 玲 子	理 事 名 取 政 俊	理 事 滝 島 聡
副 会 長 雨 宮 孝 幸	理 事 加 藤 清 治	理 事 藤 木 伸 欣	理 事 村 田 茂
副 会 長 松 井 美千代	理 事 佐 藤 正 人	理 事 中 田 啓 一	理 事 梅 村 昇
専務理事 相 澤 悟	理 事 新 村 俊 三	理 事 山 崎 登美子	理 事 阿 部 英 博
常任理事 大 塚 英 雄	理 事 遠 藤 久 介	理 事 山 田 英 治	理 事 海老名 孝
常任理事 並 木 宏 道	理 事 橘 輝 雄	理 事 脇 田 茂 久	理 事 安 斉 隆 雄
常任理事 小 林 英 雄	理 事 二 渡 永八郎	理 事 有 馬 清 種	理 事 早 川 千 秋
常任理事 伊 藤 一 三	理 事 村 田 暁 宣	理 事 増 田 泰 雄	理 事 生 稲 榮 次
常任理事 梅 原 伸二郎	理 事 小野木 邦 夫	理 事 長 塚 徳 男	監 事 黒 澤 公 博
常任理事 荻 英 夫	理 事 石 井 謙 次	理 事 福 田 晴 夫	監 事 福 井 恒 夫

e-Taxを利用しよう

行動する法人会



－平成30年度税制改正に関する提言－

全法連では、平成30年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会
11月16日

財政・金融・証券団体委員長 牧島かれん 氏

山口 泰明 氏	井上 信治 氏	義家 弘介 氏
石原 宏高 氏	野田 毅 氏	山本 幸三 氏
柴山 昌彦 氏	大岡 敏孝 氏	佐藤 ゆかり 氏
田畑 毅 氏	宮澤 博行 氏	尾身 朝子 氏
三谷 英弘 氏	宗清 皇一 氏	猪口 邦子 氏
太田 房江 氏	滝波 宏文 氏	徳茂 雅之 氏
松川 るい 氏	三宅 伸吾 氏	三木 亨 氏 他

公 明 党

財政・金融部会団体ヒアリング
11月22日

財政・金融部会長 竹内 譲 氏

濱村 進 氏



希 望 の 党

税制改正ヒアリング
11月29日

税制調査会長 古本 伸一郎 氏

岸本 周平 氏 近藤 和也 氏 階 猛 氏

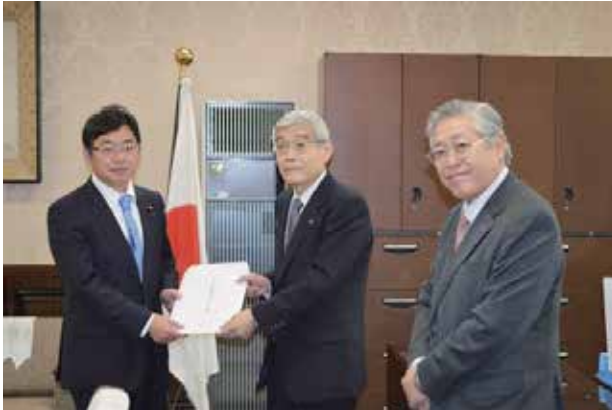


この社会あなたの税がいきている

財 務 省

11月7日

財務副大臣 うえの 賢一郎 氏



左から うえの財務副大臣、柳田税制委員長、松崎専務理事

国 税 庁

表敬訪問 12月7日

長 官 佐川 宣寿 氏

次 長 藤井 健志 氏

課税部長 山名 規雄 氏



右手前から 山名課税部長、佐川国税庁長官、藤井次長
左手前から 柳田税制委員長、小林会長、松崎専務理事

中 小 企 業 庁

10月16日

長 官 安藤 久佳 氏

事業環境部長 吾郷 進平 氏

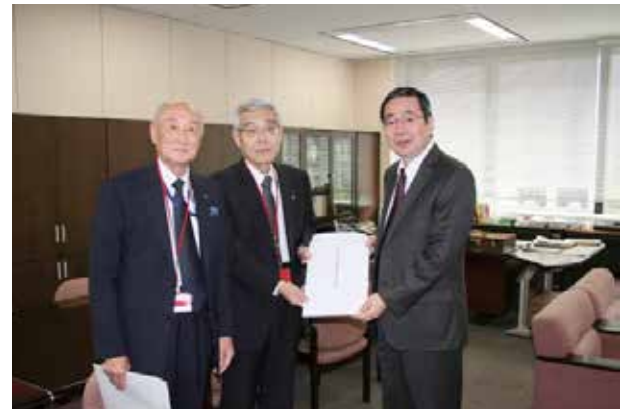


右奥から 安藤中小企業庁長官、吾郷事業環境部長
左奥から 柳田税制委員長、松崎専務理事

総 務 省

10月31日

自治税務局長 内藤 尚志 氏



右から 内藤自治税務局長、柳田税制委員長、長谷川税制副委員長



法人税確定申告などの各手続は マイナンバーカードで e-Tax



STEP 1 事前準備

- ① マイナンバーカードの取得
- ② ICカードリーダライタの用意
- ③ e-Tax の開始届出書の提出
- ④ e-Tax に電子証明書を登録



マイナンバーカード
※ マイナンバーカードには、
電子証明書が標準的に組み
込まれています。

ICカード
リーダライタ



STEP 2 申告書等の作成・送信の手続

- ① e-Tax ソフト、e-Tax ソフト（WEB 版）又は市販の税務申告ソフト等
を利用して申告書等を作成
- ② 電子証明書を添付して、e-Tax により送信
（所得税徴収高計算書は、電子証明書の添付を省略できます）

申告書等の作成で利用できるソフト等

手 続 名	利用できるソフト等
法人税確定申告	e-Tax ソフト
法定調書(給与の源泉徴収票等)	e-Tax ソフト（WEB 版） ^(注1)
所得税徴収高計算書	e-Tax ソフト（WEB 版）又は（SP 版） ^(注2)
代表者の所得税確定申告書	国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」 ^(注3)

（注1）「e-Tax ソフト（WEB 版）」とは、e-Tax ソフトをインストールすることなく、Web 上で申請や
帳票表示ができるソフトです。

（注2）「e-Tax ソフト（SP 版）」とは、「e-Tax ソフト（WEB 版）」をスマートフォンやタブレット端末
利用者向けに操作性を最適化した WEB アプリケーションです。

（注3）「確定申告書等作成コーナー」とは、画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書
等が作成できるシステムです。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

イータックス

検索



1 マイナンバー制度の導入により、平成28年分の所得税確定申 告書の提出からマイナンバーの記載が必要です。

書面で提出する場合には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの
添付が必要ですが、ご自宅等から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示
又は写しの提出が不要です。

電子納税、電子申告を活用しよう

都税事務所だより

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

お手元の納付書により、**2月28日(水)**までにお納めください。

なお、現在口座振替をご利用中の方の振替日も2月28日(水)となりますのでご準備をお願いします。

＜ご利用になれる納付方法＞

①金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替※²

③コンビニエンスストア※³ ＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン
デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン
MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

④金融機関※¹・郵便局の(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイトへアクセスし、お手続きください。

平成30年2月末をもって、携帯電話(フィーチャーフォン)からは、当該サイトにアクセスできなくなります。

※スマートフォンからは、これまでどおりご利用いただけます。

ご注意 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。

・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。

・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター(03-6416-1325)へお問い合わせください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 口座振替の申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4 ○(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

固定資産税・都市計画税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項をご記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞ 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

◆縦覧期間 平成30年4月2日(月)から7月2日(月)まで(土・日・休日を除く)

◆縦覧時間 9時~17時

◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞

平成30年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月1日(金)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会 事業 アラカルト

平成30年の新春を寿ぎ 新年賀詞交歓会を催す

去る1月12日(金)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長 笠原様を始め、各界の代表39名の方々をご来賓にお迎えし、会員(194名)とともに平成30年の新春を寿いだ。

まず柳田会長の年頭の挨拶に続き、笠原渋谷税務署長、諏訪東京都渋谷都税事務所長、長谷部渋谷区長、一般社団法人 東京法人会連合会の田中専務理事、そして友誼団体を代表して東京税理士会渋谷支部の早田支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした平成29年度納税功勞表彰を受けられた皆様をご披露し、記念品を授与した。

続いて宇野澤顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



柳田会長挨拶



笠原渋谷税務署長



諏訪東京渋谷都税事務所長



長谷部渋谷区長



田中東法連専務理事



早田東京税理士会渋谷支部長



納税表彰受彰の方々

eLTAXと地方税等説明会を開催

去る11月27日(月)渋谷法人会館において、午後2時から3時まで平成29年度税制改正(法人事業税・都民税)eLTAX(エルタックス:地方税電子申告)等説明会を開催した。

まず、安藤事業税課長からご挨拶があり、続いて法人事業税課第二係の、御手洗課長代理より法人事業税・都民税の平成29年度税制改正についての説明があった。

次に法人事業税課第二係の山中氏より、eLTAXについて説明があった。

出席者18名。



安藤事業税課長挨拶



税制改正講師:御手洗課長



eLTAX講師:山中氏



地方税セミナー

第4回理事会を開催

去る12月19日(火)午後12時30分から渋谷法人会館において、今年度第4回理事会を開催した。

柳田会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の堀副署長にご挨拶をいただき議案審議に入



第4回理事会

メールアドレスを登録しよう

り、税を考える週間協賛事業を始めとする事業報告、会員増強中間報告をし、今後の事業日程等について説明した。

出席者は、渋谷税務署から堀法人課税部門総括担当副署長、花田法人課税第一部門統括官、大西審理担当上席調査官。法人会は柳田会長他51名。

ブロックだより

“フェスタはらじゅく”に参加

第11ブロック（丸山ブロック長）

去る12月2日(土)第11ブロックでは昨年に引き続き、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”に今年も参加した。

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中間点の1つとして参加、渋谷税務署監修の子供向け税金クイズを解いてもらって税について楽しく学んでもらい、お菓子や文房具の景品を渡した。



税金クイズ

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第7回税の絵はがきコンクール”表彰式を、昨



笠原署長祝辞

年度に続いて納貯連主催の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”と一緒に、12月6日(水)渋谷税務署7F大会議室において開催した。

絵はがき部門では、渋谷税務署長賞、東京都渋谷都税事務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法

人会女性部会長賞を受賞した生徒一人一人にそれぞれの長から授与した。また、その他の受賞者、参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は、11月14日から21日までの8日間、桜丘町の大和田ホールの『ギャラリー大和田』に展示した。



受賞者を囲んで（絵はがき）

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、12月13日(水)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。非常



藤野部会長挨拶

に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、今年度は6月に続いて2回目の講習会を開催したが、今回も早々に定員に達し、キャンセル待ちも出た。来年度も2回の開催を予定している。

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後目の前に人が倒れている前提で、声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。

休憩後、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。

出席者は29名。



講師の方々



心臓マッサージの講習

会員の増加は、会員のメリットに通じる

窮地に陥ったときは「知恵出せ・汗出せ・涙出せ」

●「絶望」は愚か者の結論である

「万事休す」「もはや手の施しようがない」「すべて終わった」こんな局面に立たされた経験はありませんか。

で、そこであきらめたら、負けが決まってしまう。

かつてラジオの人生相談番組で、あるキャスターが「絶望は愚か者の結論である」と、毎回番組の冒頭で言っていました。「万事休す」「あきらめるしかない」「絶望だ」とってしまうのは、自分の人生を自分で投げ捨ててしまう「愚か者の行い」なのです。

かのエジソンは、電球を発明するために、なんと2000回もの実験を繰り返したそうで、他人から見れば2000回も失敗したことになります。しかし、彼は絶望しなかった。だから白熱電球を発明できたのです。「万事休す」になっても、決して次の手がないわけではないのです。

筆者も、人生だけでなく仕事でも、「万事休す」という事態になったことはいくらかでもあります。しかし、そうしたときは思考を固まらせず、できるだけ柔軟に考えることにしています。例えば「なぜ万事休すになったのか」その理由を冷静に考えます。「後悔先にたず」といいますが、冷静に振り返ってみれば「あのときああしていれば……」と、簡単に答えが出てくるものです。そうすると「まだ間に合う」と軌道修正することもできます。あるいは、リセットして初めからやり直すことが可能になることもあります。

要するに「万事休す」ではなく、「知恵を出す」のです。

●「勝ち組」「負け組」の分かれ目は

昔、ある方にインタビューをすることになり、ご自宅に伺ったことがありました。その方は筆者が子どものころは大変有名な方でしたが、インタビューをお願いしたころは、ほとんど世間から忘れられていた方でした。当時は、今のようにインターネットで簡単に情

報が得られる時代ではなかったもので、その方についてあまり調べることなく、インタビューに臨んだのでした。

インタビューを開始して間もなく、その方から「あなたは私のことを何も知らずにインタビューに来た。じつに不愉快だ。お帰り下さい」と怒鳴られてしまいました。当然インタビューは中止です。このままでは雑誌のページに穴が空いてしまいます。まさに「万事休す」です。そこで、「誠に失礼いたしました。出直してまいります」とだけ言って深く頭を下げて謝り、その方のお宅を辞しました。

帰社後、早速「わび状」を差し出し、再度インタビューの機会をいただけるようお願いしました。そして、できる限りその方のことを調べて、再び伺いました。するとその方は「何人かインタビューに来られ、途中でお帰りいただいたが、『出直して来る』と言って再び来られたのはあなたただけだ」と、インタビューに応じてくれました。その後、その方の誕生パーティーにお招きいただくなどして親交が深まり、今日まで交流が続いています。

要するに「思考停止」をするのではなく「知恵を出せ」なのです。どんな事態に直面しても「必ず収拾できる」という信念を持てば「知恵」が出てきて。進むべき道が必ず開けてきます。

「知恵」を出したら次は、その「知恵」を実践してみることです。エジソンのように何回も何回も失敗を繰り返して「汗」と「涙」を出せば必ず成功するのです。

このところ何かというと「勝ち組」「負け組」の話になります。誰でも「負け組」になるのは嫌ですが、その分かれ目を決めるのが、窮地に立たされたとき、その人がどう行動するか、つまり「万事休す」とあきらめるのか、あるいは「知恵」を絞り出して道を開いていくのか、この違いがあるように思えてなりません。

窮地に陥ったら、「知恵出せ・汗出せ・涙出せ」と自分に言い聞かせると、必ず活路は開けてくると思うのです。

平成29年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(有)富商	目黒 功	広尾3-12-39	3499-9660	総合包装用品卸
2	宮鶴電気(株)	小野木邦夫	恵比寿西1-32-16	3464-3366	電気工事
2	(株)アトラスプロパティーマネジメント	鎌田 英哉	恵比寿西2-3-5	6712-7588	不動産
2	TKMデベロップメント(株)	森田 朋良	恵比寿西2-6-2	6416-9315	太陽光・不動産開発
3	社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団	長谷部 健	渋谷1-18-9	5464-6810	福祉
4	(株)トゥエルブ	始関 良介	円山町5-6	6455-0873	労働者派遣事業
4	(株)トータル・プランニング	松下 彩乃	道玄坂1-15-3	4405-9710	内装仕上業
4	(株)エステート・プラス	林 多賀丸	円山町5-6	6427-0646	不動産業
4	(株)LX	久保 貴史	円山町1-2		サービス業
4	(株)ハンナ・ディーシープランニング	平野ゆかり	道玄坂1-15-3	5459-8072	編集・広告業
4	三盛興産(株)	黒松 俊二	道玄坂1-15-3	6416-4711	不動産仲介業
5	(医)社団 霞山会	水谷 佑毅	宇田川町20-17	6452-5100	医療
5	しぶや総和法律事務所	綾部 薫平	道玄坂2-10-10	6416-1933	法律事務所
5	中華バル池湖	池田 一樹	道玄坂2-22-6	6455-1550	飲食
6	(株)エス・エス・テック	鈴木 慎一	富ヶ谷1-35-4	5478-9323	設備工事業
6	小林ラジオ商会	小林 正史	富ヶ谷1-43-7	3467-8410	家電販売
7	(株)良導絡研究所	崎村 大樹	幡ヶ谷2-24-1	3376-0050	医療機器製造販売
7	(株)アローブ・クラウン	佐藤 鳩	幡ヶ谷3-23-1	6276-1957	義肢装具製造販売
7	しみず	清水 恒雄	幡ヶ谷2-6-11	3376-7079	時計・眼鏡・貴金属小売業
7	(株)弘勝	小野 勝弘	笹塚3-12-5	5365-1951	建築工事
8	スペース・ムーブ(株)	島 功一	初台1-53-6	6276-1816	自動車入札会関連事業
8	(株)神田電気	神田 晴彦	初台1-38-6	3377-6286	電気販売
10	(有)ソーテック	宗田 直樹	千駄ヶ谷5-2-2	5366-0826	空調・衛星・ビルメンテナンス・内装
区外	(株)アトリウム	日下 隆史	千代田区内幸町1-5-2	6205-0802	不動産

平成29年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)ココアッソ	土方 洋	恵比寿南1-7-8	6452-4497	小売(紳士用品の企画・製造・販売)
2	エビス商和会	雨宮 孝幸	恵比寿西1-10-6	3461-7580	町会組織
3	合同会社クラウドシステムズ	石鞍 耕平	渋谷3-6-2	6868-3609	情報処理
4	(株)グローバル・リスク・マネジメント	金 大仲	道玄坂1-12-1	6415-6525	不動産ソリューション事業
4	(株)Bee	川原 奈々	神泉町18-11	6452-5628	Kids room運営
4	ゆう司法書士事務所	松本 光平	円山町6-7	5784-4380	司法書士事務所
5	社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会	児玉 史郎	宇田川町5-2	5457-2757	
6	(株)ベリタスインターナショナル	佐保田芳昭	神山町17-2	3481-5931	不動産業
8	(株)エクシビテック	佐藤 高史	本町3-10-9	5333-6144	製造業



自動車の移転手続・廃車手続は お済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◆**自動車を譲渡したとき**：平成30年3月30日（金）までに「移転登録」をお済ませください。

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◆**廃車等で自動車を使わなくなったとき**：速やかに「抹消登録」をお済ませください。

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html



【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日を除く）

平成30年度定期課税分 自動車税の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、平成30年5月31日（木）まで、平成30年度分の自動車税の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

<ご注意>

- 自動車を実際に取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- 減免額には上限が設定されています。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）



振替納税を利用しよう



ZEISS i.Profiler® plus 導入！



人の目は、指紋のように異なった形状をしています。
<i.Profiler®plus>は、お客さま一人ひとりの目の
データを超精密に測定、分析して、個人に合わせた
鮮明な視界を提供いたします。

アイプロファイラー・プラス、ご体験いただけます！



イワキメガネ 渋谷店

渋谷区道玄坂2-9-11 JR渋谷駅ハチ公口・道玄坂

■営業 10:00 am ~ 8:00 pm ■電話 03-3463-7511